

契約後VE 実施フロー

1. (発注機関の長による対象工事の選定)

発注機関の長は、契約後にVE提案が期待される工事を選定する。

2. (発注機関が契約書に追加記入する事項)

対象工事の建設工事請負契約書に対して、第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）（別紙－1）を追加記入する。

工期設定においては、15日以上のVE提案準備期間が確保されるように配慮する。

3. (発注機関が公告・指名通知書、特記仕様書等に記載する事項)

入札に際し、本工事が契約後VE方式の工事であること、及び、契約後VE要領第1条に規定する事項を、一般競争入札であれば公告、指名競争入札であれば指名通知書に記載すると共に、特記仕様書等に必要事項を記載する。

（別添 契約後のVE提案に関する特記仕様書（例））

4. (工事の契約)

5. (発注機関によるVE提案の受付)

契約の締結日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までVE提案を受付ける。提案の回数は原則として1回とするが、この限りではない。

受付機関は、対象工事の発注機関である。

提出書類

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 様式－6(1) | (VE提案) |
| (2) 様式－6(2) | (VE詳細) |
| (3) 様式－6(3) | (概算低減額) |
| (4) 様式－6(4) | (留意書) |

6. (発注機関によるVE審査委員会の開催)

VE提案を受けた発注機関は、遅滞なくVE審査委員会事務局（発注機関の担当室又は課）がVE審査委員会を開催する。

(1) 発注機関が本庁のとき。

- | | |
|------|------------------|
| 委員長 | (工事関係) 室長 |
| 副委員長 | (工事関係) 副室長 |
| 委員 | (工事関係) 関係技術職員 2名 |

(2) 発注機関が地域機関のとき。

- | | |
|------|---------------|
| 委員長 | (工事関係) 所長 |
| 副委員長 | (工事関係) 室長 |
| 委員 | (工事関係) 課長 |
| 委員 | (工事関係) 関係技術職員 |

※ 必要に応じ臨時委員を指名し、学識経験者等のアドバイザーの意見を聞くことができる。

VE提案の説明は、監督員と契約担当者の立会のもとで受注業者が行う。

VE提案の審査は、VEチェックシートに基づき行う。なお、個々の提案について評価項目を追加できる。

7. (VE審査委員会事務局による監督員への審査結果の通知)

8. (発注機関による受注者に対する提案の採否の通知)

VE提案の受領後14日以内に書面により受注者に対し採否結果を通知する。

VE提案採否通知書 様式－5

9. (発注機関による設計変更等)

VE提案が適正と認められた場合、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとして設計変更をする。

VE管理費は、提案に要した経費、技術提案の買い取り費用等と考え、現行三重県会計規則の下で適用する。

【具体的設計変更方法】

① VE提案による変更内訳（算出根拠）をもとに、基準書歩掛かり等で対応できるものについては極力対応する。それ以外は、見積もりにて対応する。

② VE提案採用後、契約書第18条の条件変更が生じた場合においても、VE管理費は変更しないものとする。

③ VE管理費の計上方法

VE提案による請負代金額の低減額 : A(円)

VE管理費 : A/2(円) (Aの10分の5で、千円未満切り捨て)

工事価格	工事原価 一般管理費	VE提案採用価格
変更請負工事費		VE管理費
消費税等相当額		

10. (契約後VE縮減額証明書の発行)

VE提案を採用した工事が完成し、請負代金の支払請求がなされた場合には、契約後VE要領第9条に規定する契約後VE縮減額証明書を、請求から14日以内に発行する。